

**●コミュニケーションのすれ違い**

会社のなかで意思疎通が図れずにトラブルになることは経験したことがあるでしょう。なぜ、このようなコミュニケーションのすれ違いが発生するのでしょうか。という経営雑誌の記事をまとめていたら気が付きました！「ことわざ」ですよ！皆様がよく知っている「ことわざ」に要点がありますのでご紹介します。

**①聞くは一時の恥 聞かぬは一生の恥**

知ったかぶりをして、嘘や適当なことでその場を誤魔化してしまう。心配性や自己承認欲求が高い人に多く、自分を否定されることに不安や恐怖心、抵抗感を持っています。「分からないことを分かっている」ことが多いので本当に理解しているのか？よく質問して確認しましょう。「へえ～、そうなんだあ だから？」そもそも「恥」だと思っていないからね。確認不足・聞かぬは会社の恥になります。

**②良薬は口に苦し だから、みんな飲まない(笑)**

「昔は～」、「自分が若い頃は～」などと「若い時にする苦労は、貴重な経験として将来必ず役に立つから」という激励のつもりでかけた言葉が、若者からは威圧的に感じられて「パワハラだ！」などと現在では通用しないことがあるので注意しましょう。飲みやすくすれば、みんな喜んで飲み、お礼を言われると思いますよ。「若い時の苦労は買うてでもせよ」なんて言うと 恨みを買うことになります(笑)

**③えこひいき**

好き嫌いが激しく、好意的な人の言うことは「そうだ！間違いない」と思い込み、嫌いな人が言うことは「信用できない、何か裏があるのではないか？」と解釈してしまう。「坊主憎けりや袈裟まで憎い」など極端な思考で判断する傾向にあり、正確な情報が伝達されなくなり、感情論が先行した意思決定をすることも多く、また、建設的な人間関係の構築も困難となる人が多いので注意しましょう。できるだけ理路整然とした話し合い、理論的に質問を試みましょう。

**④急いては事を仕損じる**

目の前の出来事で右往左往して、時間に追われ大事なことを見落としてしまう。物事は焦っている時ほどじっくり落ち着き、考えて対処せよ。目の前のことに集中することは良いが、長期的な視点で考えないと失敗が多くなりますから、優先順位を決めて段取りやスケジュール管理をするようにしましょう。

**⑤1を聞いて10を知る**

「言わなくても分かるでしょ?!」、「言いたいことを察してください！」などの以心伝心は幻想です！1から10まで丁寧に伝えても理解されないものです。相手も同じ考えだろうと決め付けて進めていくとちぐはぐな結果になります。立場や役割が異なれば認識も違う。まず、相手を理解するようにしましょう。世間話などを通じて趣味や嗜好などから置かれている環境や考え方を理解することが大切です。「そもそも1も知らないのに10など分かるはずがない！」という心の声を聴きましょう。



## ●社員が交通事故を起こした場合の会社とその対応

問1: **社有車を無断で私用**に使って事故を起こした場合、会社は責任を問われますか？

例えば、休日に社有車に乗ってゴルフへ行く途中の事故は、会社責任は問われませんか？

【答】無断使用ですから会社に責任は及ばないと思う人も少なくないでしょう。

ところが現実には、違います。

無断であっても、勤務後に私用の為に運転をした場合であっても、**裁判所は、「会社は社員と雇用関係が存在し、その社有車を使って利益を上げている」と判断され、仮にドライバー本人が完全に賠償できなくても、より資力がある会社に肩代わりさせることで事故の被害者保護を優先しているのです。よって会社は、使用者責任を免れるのは難しいのが現実です。**

問2: 自分の車で業務中に事故を起こした場合は会社の責任になりますか？

【答】会社が業務での**マイカー使用を容認していた場合**は、実質的に社有車を使っていた状況である為、会社の責任が認められます。ここで言う「容認」とは、**積極的にマイカーの業務使用を認めていた場合のみでなく、会社が認識しながら注意せずに黙認していた場合も該当します。**

**①社有車の事故、②社員のマイカーを業務使用した場合の事故**に関して会社が責任を免れることは容易ではないことが分かります。ことマイカーの事故については、社員がマイカーに十分な損害保険(任意保険)を付けていれば会社が賠償を行う必要はありませんが、無保険であった場合および保険金額が低かった場合には、現実には会社が賠償を求められる可能性が高くなってきます。

よって、社員の交通事故に係る対策として会社はあらかじめ以下の対策をとることが重要であると考えられます。

- ① 車両管理規程、マイカー通勤規程などの規程を整備し、「私用運転」の禁止、「マイカー業務使用」の禁止、「就業時間外利用」の禁止、などのルールを明確に定め、周知・指導して徹底をはかる。
- ② 社有車のキーや使用状況等を厳重に管理(記録)する。
- ③ 社有車に十分な損害保険を付ける。
- ④ マイカーを業務または通勤に使用することを認める際は、社員の免許や任意保険の加入について承認時および定期的にチェックを行う。(保険金額は極力、対物・対人ともに無制限が望ましい)

### 【まとめ】

事故は、車を運転している限り誰でも起こりうることです。現在規定がなくてもいいんです。「今のままだとダメだ」と気づいて行動に移せばいいだけだから。ぜひこれを機に見直してはいかがでしょうか。

関東Office  
高崎市常盤町133番地  
Tel.027-330-5557

東海Office  
駿東郡清水町新宿214-22  
Tel.055-981-1166

北陸Office  
富山県富山市栃谷440-5  
Tel.076-471-8263